

令和2年第4回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和2年4月7日 午後2時58分
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和2年4月7日 午後2時58分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和2年4月7日 午後4時07分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、高田長次、
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第11号 公共事業に伴う農地の一時利用届出について

報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第5号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について（継続分）

議案第8号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第9号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第10号 非農地証明願いについて

農政

議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

○議長：それでは開会したいと思います。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、5番委員の八尋様、それから9番委員の八尋様、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従い審議をお願いいたします。お手元に配付しております資料を議案の目録の順序に従って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、1ページをお開けください。

公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第11号、議案書のとおり農地の一時利用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：失礼します。説明の前に、今回届出が3条、4条、5条とありますが、時間短縮の関係もございまして、省略を一部させていただくこともありますが、議事録に関しましては読み上げたような形で対応をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第11号の公共事業に伴う農地の一時利用届出について御説明させていただきます。

番号1番。譲受人、筑紫野市□□、□□株式会社、代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□ほか2名。届出地、□□ほか5筆。地積、田3,711平米、畑1,036平米、合計4,747平米。届出内容。利用目的、建設発生土処分地。工事期間、令和2年3月19日から令和2年6月18日まで。今回の届出に関しましては、福岡県が実施します公共事業となりますが、山口原田線道路改良事業に伴う建設発生土、その処分地としまして代替地がなく緊急に必要なところから、今回、一時利用届出が出されたものでございます。計画では工事完了後、盛土後に表土を戻しまして、最終的には農地として復旧し、その後、水稻を作付するという予定になっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございました。本件について質疑のある方、よろしくお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

それでは、2ページをお開けください。農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第12号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：番号1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田424平米、合計424

平米。届出内容。転用目的、自己住宅。構造規模、木造2階建。工事期間、令和2年3月16日から令和3年1月31日まで。開発許可の要否は不要。受付月日、令和2年3月13日。

番号2番。届出者、小郡市□□、□□。届出地、□□。地積、田216.22平米、合計216.22平米。届出内容。転用目的、自己住宅。構造規模、木造2階建。工事は施工済みです。開発許可の要否は不要。受付月日、令和2年3月16日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。質疑等のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第13号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：番号1番。譲受人、太宰府市□□、□□。譲渡人、大分市□□、株式会社□□、代表取締役□□。届出地、□□。地積、畑158.06平米、仮換地94平米、合計158.06平米。届出内容。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建。工事は施工済みです。開発許可の要否は不要。受付月日、令和2年2月28日。

番号2番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田116平米、合計116平米。届出内容。転用目的、駐車場。契約内容、贈与。構造規模、盛土・整地。工事期間、令和2年9月1日から令和2年12月31日。開発許可の要否は不要。受付月日、令和2年3月10日。

以上です。お願いします。

○議長：本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

議案書がございませんが、議案第5号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。実は前回議論していただきました内容を先送りいたしました。本来ですと、その場で決めていくべきところもございましたが、内容が内容でしたので先送りという形になりました。この内容につきまして、事務局のほうから若干説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○事務局：失礼いたします。

議案第5号、農地法第3条の規定によります農地の権利移動については前回の継続審議の案件

となっております。前回の第3回の農業委員会の会議で御審議いただいた案件でございます。

資料のほうは今回の分にはつけておりませんが、前回の会議の分の中に入っておりますので簡単に説明しますと、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人……。失礼しました。前回の資料の6ページになります。第3回農業委員会定例会の6ページになります。

続けて説明します。譲受人、筑紫野市□□、□□外3名。申請地につきましては、□□外5筆。地積は合計で2,383平米という審議案件でございました。

前回の会議の中で継続審議となった理由につきましては、平成30年に取得した農地、□□のほうに、番地で申し上げますと□□外4筆、4,166平米ございました。平成30年に取得されている農地です。ここの農地の状況に関しまして、前回の定例会の際の状況としましては、草刈りのみであったと。まだ、耕起まではされてない状況でございました。ということで、所有しております農地全てで耕作の事業を行っているとは判断ができなかったことから継続審議となった事案でございました。

前回の委員会定例会でその指摘事項がありましたので、委員会の後に申請代理人の方にその旨の説明をいたしましたところ、先月、3月の18日、現在確認したときには□□の農地については耕起をされており、今後に向けて耕作し得る状況になったところでございます。

ただ、今回、譲受人さん、□□さんが所有します農地が筑紫野市以外にございまして、□□町のほうに農地を所有されております。面積で申し上げますと、7,920平米をお持ちでございます。その農地を確認しましたところ、全体に土が盛られておりまして、そういった状況もございましたので、□□町農業委員会のほうに確認をしましたところ、当該地、□□町の農地について臨時総会が3月30日に開催されたと、農業委員会の臨時総会が開催され、その中で違反転用ということで判断をされ、その内容を県に報告したということで確認を取っております。申請代理人のほうに確認しましたところ、その農地につきましては、今後改良届を提出するというところでございました。ただ、□□町の農地のほうが面積が非常に広いこともございまして、この改良届に関しては県の許可が必要になるものでございます。

現況としては以上でございます。

○議長：少し分かりにくかったかと思いますが、前回議論していただきました、いろいろな内容を出していただきまして、今申しましたように、事務局のほうでいろいろ調べていただきまして、我々も一部は一緒に行っております。そういった中で、状況が状況でございますのが、まず皆様方からもう1回御質問なり御意見等ありましたら、お伺いしたいと思います。よろしく願います。

○委員：この筑紫野市□□の土地を□□さんが購入をするということで、それは別に法に違反しているわけではないのでいいんですけれども、その以前に、前の回の8ページの地図を見てほし

いんですが、番地などが載っている地図ですね。これで□□、これは宅地だと思うんですね、宅地を買われたと思うんです。宅地は農地じゃないから農業委員会にかかってこないんですけども、□□、これは田んぼなんですよ。田んぼだったんですよ。それから、□□、ここも田んぼですね。この田んぼも今、きれいに宅地並みに造成しているんですよ、何の連絡もなく勝手に。ここはちゃんとあれは上がっていたんですよ、改良の申請は。

○事務局：前回の資料にもつけておりますが、所有者はまだ□□さん。

○委員：田んぼはまだ買ってないですか。

○事務局：まだ名義は□□さんの名義になってるんで。最終的には農地としてどうなるのかというのがありますけども。買われるとか……。

○委員：まだ□□さんは買ってないわけですね、この田んぼは。□□は。

○事務局：□□は出てないですね、まだ。

○委員：□□、□□。しかし、ここもきれいに造成してあるんですよ、実際は。この間もめた溝からすぐ立ち上げていると。こちらの□□さんが言っていたように、溝の掃除にも行けないと。

○事務局：溝の工事に関しましては、今やってらっしゃる業者さんのほうに、委員会の中でそういった話があったよということをお伝えしまして、いつからというのは、はっきり言われなかったんですが、これぐらいの期間工程がかかるよということでのスケジュール表は頂いています。いつからというのははっきり言われなかったんですが。

○委員：だから、申請もしてないような田んぼ、まだ買ってもない田んぼをもう宅地並みにしてしまっていると。これでいいんですか、農業委員会としては。

○議長：前の方の名前。

○事務局：最終的には農地に改良するということでのお届けは前回頂いてますんで。

○委員：それはしかし、口ばかりだと思うんですよ。ですけど、言っても仕方がないんですよ。

○議長：ただ、前から言われていますように、水道を掃除するための道路の件、里道の件、これは確実にしてもらわないといけないという話をしていますので、そこはもう……。

○事務局：それは伝えてます。まずはそこを先にしてくれということで話しています。里道の確保の分は先にやってくれということで伝えていきますんで。

○議長：どうぞ。

○委員：すいません。今、宅地みたいになってるという前に、本来からいったら埋立て申請というのものもあるんでしょう、行為としては。

○議長：前任者が。

○委員：前任者が。

○議長：今の所有者がされてるんですね。

○委員：今の所有者が……。なので、埋立て申請されて、今は宅地のようになっているかもしれませんが、それも農地に……。

○議長：これは農地改良ですね。

○事務局：農地改良に当てはまります。

○議長：それと、□□の分が、以前の分について先ほど説明がありましたように、実は買われるときにちゃんと耕作しますということになっていたんですが、ずっと放棄されていて、やっと今回これを出すことによってされたような経過がありそうなんですね。草刈って、コーンをされてるというのが現実です。現在、コーンもちゃんとしてあります。作ろうと思えば作れる態勢はできてます。

それからもう一つ、□□町の件ですが、農地をお持ちなんですけど、改良工事をされてるんですね、勝手に。届けをされてません。ですから、□□町は違反転用として県のほうに上げてあるということです。そのようにもろもろがございまして、その辺でいろいろなことがあるということをお承知おきの上で、最終的には決を採らざるを得ません。すぐ採るとは申しません。まだいろいろございましたらお願いします。

○委員：農地にするような状況が見えないとなると、賛成するのは難しいのではないのでしょうか。個人的にはあれですけど、肅々とではないけど、農業でもしてあればいいですが、全くそれが見えないということでしょう。

○議長：そうですね。

○委員：結局、表土を取ってないということですよ。そのまま埋め立てたということですよ。

○委員：結局、目的が農業をするために農地を取得されようとしているのか疑問に思います。

○議長：実は、□□の分を買われるときにも話はしました。ここを買われても、別に倉庫とか妙な物に将来……。自分の農地になれば、今度は4条で転用できますので、あり得るんじゃないですかと言ったら、「ありません」とは言っていました。ちゃんと農地として作りますと。そういった状況がございまして、そして、実際ほったらかしていたということです。ですから、御本人さんにつきましては、□□とか□□のほうとか、あちこちに農地をお持ちなんですよね、借りておられる分を含めて。ですから、農家としては登録があるというか、そういう方ですので、買えないことはない状況はあるんです。

ただ内容が、先ほど言いましたような違反転用的なやつとか、転用としてはっきり認められたやつとか、農地としてあまり使われてない現状があるというのは現実だと思います。今回の分も、農地改良は前の方が申請されてるんですね。買われてからじゃない。もう仕事は進んでる。当然、前任の方がやられてるから仕方ないといえば仕方ないんですけどね。

○委員：もう□□さんという方はこちらにおられないからですね。千葉のほうに行っているからですね。

○議長：ほかにございませんか。なければ決を採りたいと思います。どうぞ。

○委員：今の□□町の違反転用の関係を見てからでも遅くないんじゃないかという気がするんですよね。

○議長：実は3日に、私と副会長と事務局の2名、4人で見に行っております。写真も一部撮られてます。農地改良の場合は1メートル以下ですが、5メートルぐらい上げてあります。

○委員：そうですね。

○議長：はい。ですから、違反転用としてはっきり□□のほうで認められて県に報告されています。

○委員：地域は違いますが、同じ農業委員会として目的は一緒ですから、向こうがそういう状態の案件がある中で、ここで決を採るのは農業委員として責任を感じる部分があるんで、やっぱり……。

○議長：決は賛成ばかりではございませんで、不許可も当然あり得ますので、それを含めて手を挙げていただくことになると思います。

○委員：なるほどですね。だから、一応十分にそこは頭に入れて決を採らなければですね。やっぱり筑紫野市農業委員会としての一つの権限というか、を疑われてはいけないと思うので、その点は十分考慮していただければというふうに思います。

○議長：どうぞ。

○委員：意見を言う前に確認なんですが、□□町の方は、その盛土の土自体は表土なんですか。

○議長：真砂みたいなです。

○委員：真砂みたいなもの持ち込み。そうしたら、これは改良工事ということにはなってますが、また造成地というか、置換の可能性もありますよね。普通の表土で単純に地上げする……。

○議長：まだ、現在工事中みたいな感じですね。土坡はいろいろしてあるみたいですけど。

○委員：そこで、先ほどの現地の方の心配が、同じようなものが出てくるところと、あともう一点が、先ほど□□さんが言ったことの腰を折るような意見になってしまいますけど、これはこれで50歩譲ったとしても、最低限水路の工事が終わらないと認めるわけにはいかない。じゃないとほんとうにするかどうか分からない、「します、します。これから出します」では。最低限、現地を今度購入される場所は転用をされる可能性が高いとしても、必ずしてもらわないといけないのは現状の水路。今年の5月なり6月の上旬までには仕上げてもらわないと支障が出るわけですから。最低限、これをしてもらわない限りは認められないんじゃないかなというのが私の意見なんですけども。

○議長：今、言われましたことを含めてほかにございせんか。

(なし)

○議長：少し整理しますと、まず、今回上がってきたのは3条です。あくまで農地として購入されるという予定で上がってきてますが、実は、改良工事を前任の方の名前で進められてますので、前任者というか、現在お持ちの方が進められております。そういった中で、本来水路があるところの清掃用とかを含めた里道の工事まで取り込んだような形になってます。元に戻してくれと話しておりますので、その改良が終わらなければいけないというのが一つあります。

それから、基本的に□□地区で一昨年、平成30年に購入された分につきましても、やっと耕作ができる状態になったというぐらい。それから□□町の方は農地改良の届けもせず改良されて、1メートル以内であるはずが、5メートルぐらい上げてありますし、県のほうへも違反転用として報告がなされているそうです。□□町の農業委員会からですね。そういう状況がございます。

あと、本人さんとしては農地として購入したいという方向でございます。

ぼちぼち決を採らせていただこうと思いますが、ほかには何かこれだけは言っておきたいというのがございましたらお願いします。ようございせんか。

(なし)

○議長：それでは、再度になりますが、事務局が説明いたしましたように、譲受人が所有する□□町の□□外13筆の農地につきましては、今、改良工事をされているところです。□□町農業委員会において違反転用として判断されておりますので、農地法第3条第2項第1号の規定である、譲受人が所有する全ての農地を効率的に利用して耕作しているとは認めにくい部分があると思います。譲受人に対しては、違反転用となった農地について農地改良としての県の許可を取っていただくとともに、違反転用が解消され、また、地元の水路改良につきましても、きちんと時期までに間に合うように工事をしていただくということがない限りは認められる状況ではないと思います。

こういった内容でございまして、それも鑑みながら採決に移りたいと思いますが、ようございせんしょうか。

(異議なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項各号に該当しないとして、原案のとおり賛成することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。購入に賛成する人は手を挙げてくださいということです。反対の方は挙げられなくて結構です。

(挙手なし)

○議長：全員反対ということになりましたので、この件につきましては不許可といたします。よ

ろしくお願ひします。では、本案につきましては不許可として処理をいたします。

では、次に行きます。議案第8号、4ページをお開けください。

議案第8号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。1番について、地区担当委員であります6番委員の□□さん、よろしくお願ひいたします。

○委員：いきます。

譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□さん。申請地の表示、□□筆。地積、田4,828、畑742、合計5,570。申請理由、贈与。契約内容、贈与ということで、これは息子さんへの農地の贈与となっております。

息子さんと住所地の番地が違いますけど、これはお父さんが100メートル以内の共同住宅に住んでいるということです。面談したところによると、場所的に、地図見ていただいたら、現地もいいところではあるんですが、子供さんたちが多くて、後々、相続でもめて農地が分散することを防ぎたいという意向がありまして、そういう意味でこの時点での贈与ということだそうです。

譲受人の息子さんは、当然稼業を手伝ってもいらっしゃいますし、本人は、私的なことを言ってしまったら申しわけないんですけど、地元の消防団とかでも頑張っているらしいので、以後、大きな地域の変化がない限り農業を続けていかれるものと思われまますので、どうか採決のほうをよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長：ありがとうございます。じゃあ、事務局から補足をよろしくお願ひします。

○事務局：申請地の位置図につきましては、5ページから8ページにかけて添付をさせていただいております。

5ページに位置図をつけておりますが、ちょうど□□を挟んだ箇所でございます。

農地法3条の要件でございますが、耕作状況につきましては、今回、申請面積5,570平米、これは家族全体で耕作されておりますので、この分で面積としてはクリアしている。

それから農機具につきましても、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン等を保有されております。また、農作業歴も30年、従事者につきましては家族4人でということで、日数的にも100日から200日ということになっております。

申請地につきましては、現状と変わらず水稻、あるいは野菜ということで作付を予定しておりますので、周辺農地への影響はないと思ひます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございました。

それでは、今、説明いただきました1番の件につきまして、御意見・御質問ありましたらお願ひします。

(なし)

○議長：ないようでしたら採決に移ります。

これより、本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認め、1番の議案につきましては本案のとおり可決することといたします。

それでは2番について、地区担当委員であります5番委員の□□様、よろしくをお願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑329平米、合計329平米。申請理由、相手方要望。契約内容、売買。

□□さんと□□さんとは親戚関係にありまして、3月15日に現場立会いをやりまして、この□□さんは、元農業委員をされておられまして、荒れていた畑をほかに譲ったらいけないということで、お兄さんがその北のほうの家に住んでございますので、まずは荒らされないように農地を守ろうということでございます。

場所としては、8ページ、□□線沿いの——8ページは北のほうになりますし、9ページに詳細がございますけど、少しいびつな感じで、この辺の地域は耕作放棄地が若干あるところで、農業委員とか推進委員で、この辺の耕作放棄地を改善して黒枝豆を植えた経過もございまして、何とか農業を引き続きやりたくて、今度、購入のための売買をしたいという旨を聞いております。

よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長：ありがとうございます。では、事務局から追加で説明をお願いします。

○事務局：案件につきましては□□委員から御説明いただいたとおりでございますが、農地法3条の要件を確認させていただきますと、現在の耕作状況につきましては、2番に記載のとおり5,274平米を耕作しています。

農機具につきましては、トラクター、軽トラックを保有されており、農作業歴は53年。農作業に従事する方はお二人で、年間約150日を従事されるということでございます。

今回の申請地につきましては畑ということで、野菜を作付する予定でございます。周辺の農地への影響はないと思われまます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認め、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、10ページをお開けください。

議案第9号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。内容につきまして、地区担当委員の5番□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：譲受人、久留米市□□、□□協同組合代表理事、□□。譲渡人、横浜市□□、□□外20名。申請地の表示、□□外41筆。地積、田3万4,475平米、畑3,773平米、合計3万8,248平米。申請内容、流通業務施設。契約内容、売買。構造規模、鉄骨造平屋建。工事期間、許可日から3年間。審議事項、農地の区分、第一種。資金の内訳、自己100%。建ぺい率、19.36%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域です。

場所的には次の右下に11ページと打ってあるページで、□□区の□□学校とかゴルフ場練習場の□□のところですね。詳細は次のページ、□□学校と□□ゴルフ場というのがあります。□□線ですね。次のページに実際に開発をする旨の地図が載っております。要は、真ん中に倉庫を建てるような形になっておりまして、□□学校と隣接、□□ゴルフ場とも隣接、それから□□線とも隣接というような状況でございます。

10ページに戻っていただきまして、ここにつきましては、平成30年の9月25日に申請が行われまして、平成30年の12月10日に許可が1回出ております。これは、当時□□委員のときに許可を出しているんですが、それは何かというと、□□開発計画というのが□□のところがございますけど、そこの残土の土砂の一部仮置きということでの申請でございました。その期間が平成31年の10月31日、正確に言いますと令和元年の10月31日までがその期間でございました。その後も残土をそこに置かれたままという状況でございまして、当初は小郡市の□□地区開発計画というのがあわせてございまして、残土はそこに持っていき、そこで足りない分を□□のここに置くというような条件に相なっておりました。そのときは、賃貸借権が地権者との間で結ばれてるという許可申請でございました。当時が2万1,000平米の農地でございまして、それにつきましては許可が下りたわけでございます。

ところが、昨年の上旬ぐらいから、この□□のほうから農地の転用を行いたいと。当時、□□委員さんからも、これは置いておくだけじゃおかしいと、何かを使うんじゃないかというお話があつて、そういうことも勘案しながらじっと見ておりましたが、10月31日が来る前に向こうからいろんな質問、つまり転用をしたい旨の意向を私のほうに、委員のほうに言ってこられました。

□□委員さんともいろいろ話し合いながら、会長とか事務局のほうにもいろいろお聞きしながら、昨年の上旬ぐらいに、31日が来てからですけど、やはりするならば地元の区民、地元の住民に対してまずは説明をしてもらわないといけないということと、最低でも区長、住民説明会をやってくれということで、3回やりました。

それから、各組長に個別に全部説明をしていただいています。その中で出ましたのは、大型が来ますので交通安全に徹してくださいということと、ほこりが立たないように工事してもらいたいという要望がそのとき出ております。その中で私のほうから言ったのが、何でそんなに変更しなければいけないのか、変更理由をある程度明確にということを行いましたところ、□□の物流センターの開発計画における土工事が少し遅れてるために、残土が今残ってる状況であるということが一つと、地元の農家の高齢化、それから寡婦化によりまして耕作が不可能になっています。ここは一人で代理作をされておまして、一人が全部請け負ってやっている現状にありますので、その人がここを転用した場合を考えて、ほかの田んぼを今探してる状況に相なっております。とにもかくにも、この土地については、皆さんが自分では耕作はできない状況とあわせて、□□のほうとしては、ここは物流センター的な要素がありますんで、そういう部分として作業効率を向上させるために、この利便性のいいところに移したい旨を言われたような経過がございます。

一応、最初は組員だったんですけど、そういうことではいけないということで、隣接します□□学校と□□学校に対して、こういう開発をしたいという旨を説明に行かせております。そのときに出たのが、倉庫は平屋建てで高さが10メートル、倉庫の長さは100メートル。上水道については井戸水、下水については当初は合併浄化槽で最終的には公共下水を利用すると。

学校のほうから言われたのが、寄宿舍が近くにございまして、北側にございますけど、ここに対して大型駐車場とか大きな物が来てもらうと困るということで、ここはまず変更をさせていただきます。それから、工事中にほこりが立たないようにということで、学校側との間に高さ1メートルの擁壁を造る旨の要望がっておりますので、それものんでいただいております。

それから、隣接します□□ゴルフ場についても工事期間中のほこりの部分ということで、交通安全のことも言われておりますけど、それも一応クリアをしておる状況です。

最終的に、まだ開発計画がぴしっとしてないのでは無理ですと。でも住民説明会も終わった、隣接するところへも一応説明が終わったということで、最終的に私は地権者の代表ないしは耕作者の方とお会いしまして、3月上旬なんですけど、あなたたちはみんな印鑑をつけているのですかと言ったところ、全員が印鑑をつけて了承をしておられました。

最終的に、開発許可申請の場合、農業委員としては農地を守ることが前提なんですけど、今、説明申し上げましたとおり、当初は2万1,000ですけど、この計画自体は4万1,000平米の規模になります。倍までは行きませんが。今度は本気モードで来てるということとあわせて、最寄りの

区長・組長との話の中で、まずは農業委員の総会でまず説明をしてから、それに基づいて進めたいという旨を頂いておりますので、今回、この農業委員会にお諮りをしたような次第でございます。

少し経過が長くなりまして恐縮ですが、以上、そういう形で皆さんのほうに御提案申し上げたいと思います。以上です。

○議長：ほんとうに経過を詳しくありがとうございました。事務局のほうから補足等がございましたら。

○事務局：説明につきましては□□委員さんのほうから説明いただいたとおりでございます。

若干補足でございますが、もともと一時転用許可のあった理由につきましては先ほど説明いただいたとおりでございます。今回の5条申請につきましては、その一時転用の処分があった計画を変更して、新たに今度は5条申請ということで流通業務施設として申請がなされたものでございます。

申請地につきましては、□□学校、それからゴルフ場、また農地等に囲まれておる集団性のある一種農地です。13ページの土地利用の計画図におおむねの施設の概要がありますけれども、先ほどあったように倉庫、それから事務所、駐車場を整備する計画となっております。

被害防除に関しましては、まず雨水に関してです。県道沿いに青く着色した部分がございますが、ここに新たに水路を設けまして、右側にあります調整池のほうに流しまして、そこで水位調整を行って既設水路に流すという計画になっております。地元水利員さんのほうからは、問題が生じた際には誠意をもって協議することという条件が出されております。

また、先ほど若干ありましたが、□□学校側の黄緑で着色してる箇所、こちらは緩衝地になります。若干距離を空けてということになります。直接隣地と接することがないように計画をされており、日照であったり土砂災害の被害を生じさせない計画となっているところでございます。

今回の案件につきましては面積が広いということで、3,000平米以上となっております。農地法に基づきまして県の常設審議会に諮り、意見を聞かなければならない案件でございます。本日、御審議いただいた後に改めて常設審議会のほうにお諮りをしまして、今回の農業委員会の意見、あるいは常設審議会の意見をもって最終的に県のほうへ申請書を提出する運びになります。

以上です。

○議長：ありがとうございました。

今、説明を詳しくしていただきました。実は、くどくなりますが、これは先ほど申しましたように一時転用として許可をいたしました。昨年かな。それで、現実的には10月31日までに元の農地に戻すということになっておったんですが、そのままずっと来た形で、今回、当初出ておりました2万1,000平米から今度は4万1,000平米という大きな面積をもって転用をして、物流の施設

を造りたいということになっております。一種農地であります但物流の関係につきましては可能だということだそうですので、そういったことでずれた部分があり得るし、元に戻さないまま次の転用に入るというようなことになっております。その辺を含めまして、御意見・御質問ございましたらよろしく申し上げます。

○委員：それこそ、これは私の地元の□□の残土がそちらに行ったということであれなんですけど。□□のほうの工事の話をさせていただければ、3年遅れて、延長延長とかいろいろはあるんですけど、やっぱり残土置場がないという理由を何度か使われて延長になっておりました。

ただ、□□でされてる工事を見るときちんとはされてます。その辺のところは、細かい要望とかがあって、どうなってるんですか、早くしてくださいというのはあるけど、全体的にはきちんとされているということで□□のほうの工事は進んでおります。

それで、こっちの□□あたりの地区のお二方にお聞きしたいのは、ここを地図で見る限りは農業基盤整備から外れてますよね。だから結局、将来的に農地の維持としてどうなんだろうと。先ほどちょうど、高齢者が一人でされてるから次が続かないという話もされてますし、そういう意味で、農地というよりは地域の今後の土地活用というんですかね、そういう所見を持ったときに開発的な事業は必要ないのか、そういうのも踏まえて賛否を問うたほうがいいのかとかですね。ある意味、ここで住宅地という考え方もあるかもしれませんが、その辺は地元の方がいろいろ考えていらっしゃると思うんですけども、実際に農業基盤整備の地区から外れて、今後、土地として活用する場合、展望的にはこういうのもやむなしなのかなという御意見などがあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長：ほかに御意見ございませんか。

○委員：一つだけ付け加えておきますけど、昨日も現場を見に行き立ち会ってきましたが、□□のところの物流計画はどうなっているのですかと言ったら、今日検査があつて、最終的に、工事完了じゃないけど、終わったということと言われたので、あなたたちは向こうもほつたらかし、こっちもほつたらかしというわけにはいかないですよということを言ったら、そういうことでしたので、今日検査があつて、結果は分かりませんが、多分大丈夫だと思いますけど、そういうことでびしっとしてることとはしてるということを伝えたいということでした。

私も何回も毎日のようにやり合いながら、住民、それから農業者、それから地権者がまず前提ですので、そこまで一通り全部クリアしていただきました。そのことについては誠意があつたというふうには思ってます。

○議長：今、御説明いただいたとおりですが、あと、農地としてちゃんとここは耕作も今までされてはきておりました。□□委員さん、申しわけないんですが、農地としてこの地域について、今の埋立てる前を含めた状況あたりを少しお話をいただくと。ほんとうにそれを転用していいの

かどうかというのもありますので。

○委員：それで今回、この2万1,000のところはほとんど、前農業委員の□□さんという人が全部一手に引受けしていたところなんです。彼がそこを取られると農業の収入が減るものですから、そこはどうするのですかといったら、次の農地を探してるということとあわせて、今まで借りていた人たちから、高齢化もあるけど、ここは基盤整備していない地域なので、皆さんそういうふうな思いも若干ある中で、自分としてもやはりこの流れの中では、ぜひ農業委員会にかけてくれということで、その方から、耕作者からも、地権者からはもちろんですけど言われたので、こういう形にならざるを得ないという状況です。全然、農業をされてる方たちの意見を聞いてないわけじゃなくて、慎重に聞きながらここまで来たというのが現状ですので、そこだけはお伝えをしておきたいと思います。

以上です。

○議長：どうぞ。

○委員：春日市も含めると5万平米でした、春日の□□を造ったときは。区画整理を合わせて。そのときは、市役所の大会議室で地権者、農業委員、農業相続した人がおるとか何とか、全部集めて、権利者も集めて、公聴会をしました。なので、戸別訪問で区長とか隣組長とか小分けしてそういう方に話を聞いて、大きかったですよ、印鑑取りましたよといったことで、たとえ成立しても、公聴会という大きな利害関係者集まったところで1回会合しないと、いやそうじゃなかった、こうじゃなかったという後の祭りになります、はっきり言って。そういった内容の面もあります。

今、駅前にイオンができたからということで区画整理してますけど、あそこはあそこで事業計画をきちっとしてやりましたけど、これは事業計画と別に今から……。2万平米のときも、私は□□君に聞いて、ここは何でこんなに残土を捨てるようになったんですかと聞いたら、業者が言ってきたので一応残土捨場になったと。それがいつの間にかどンドン広がって、今、4万と。

○委員：計画はですね。

○委員：でしょう。ということは、大方イオンモールが1個できるぐらいの巨大な面積ですから、いずれは水路の問題が出てくる。小さな遊水池で間に合うか間に合わないか、そういったものもありますしね。だから、1回そういう説明会、個別の説明会じゃなくて公聴会を開いてするぐらいが一番いいんじゃないかなと私は思うんですけども、どうでしょう。どっちみち県の許可になりますからね。

○委員：公聴会じゃないけど、3回公民館に一般の方たちを寄せているし、くどいぐらい周知徹底を図るようにしておりますんで。そこで農業委員としてできる範囲内のことは……。今、おっしゃってる内容は一つ農業委員を超えた部分ですので、農業委員としてできる範囲内のことは最

大限にしたというふうに御理解いただきたいと思います。だから、まずは農地を守る中で、農業者との兼ね合いと。今度、開発許可になるとそこは変わってくると思いますけど、その御理解をしていただきたいと思います。

○議長：どうぞ。

○委員：北側に□□氏所有地とあります□□番地、ここは残るんですか。

○委員：残ります。

○委員：農地として残るんですか。

○委員：農地としてです。この方が、□□の耕作放棄地と農業とのはざまにいて、いつも農業委員会のほうからちゃんとしなさいと言われていた人なんです。今回も……。

○委員：今、すかれてますよね。

○委員：今はすかれています。今の時期は必ずすかれます、言ったら。

○委員：田んぼをですね。

○委員：田んぼをすくとか草刈りはするけど、作りはしないんですよ。

○委員：作ろうと思ったら水がかりの……。

○委員：それはもう条件付で。

○委員：水がかりと排水の……。

○委員：それはできるようになってます。我々としては、そこはまず押さえておかないといけないので。

○委員：結局、この人からすれば、周りを田んぼ以外で囲まれる状況が発生するわけでしょう。

○委員：ちゃんとそこには農業用水が行くようになってます。

○委員：この人の承諾ももらってる。

○委員：もらってます。ここが一番難航したそうです。

○委員：一緒に売買はしないと。

○委員：そうですね。

○委員：絶対駄目。

○委員：駄目と。

○委員：この方だけは。

○委員：そう、この方はちょっとね。

○議長：ぼちぼちいいですか。

大体御意見も出尽くしたようですし、それでは、本件に対する質疑をこれで打ち切りたいと思います。

これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項各号に該当しないとして、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成とみなします。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、14ページをお開けください。

議案第10号、非農地証明願に関する件を議題といたします。1番について、地区担当委員であります□番委員の□□さん、よろしくお願いいたします。

○委員：申請人、□□、□□株式会社。これはゴルフ場を運営している会社です。申請地が□□。地目が田。9.96平米。これは、□□線の□□トンネルを□□のほうから来たら、すぐ左手にゴルフ場、□□の入り口があるんですよ。そこに看板が立ってます。その用地です。

それで、平成10年にバイパス用地を買収するときに□□さんという人の田んぼと□□の土地もかかっているようですね。登記は□□になっているんですよ。それで、地目が田になっているんですよ。十何年も前も話なので、20年近く前の話なので、よく分からないんですよ。支配人も替わっていますし、土木事務所の担当者も替わっているのです。10年に買収して県道敷地になって、歩道のところを17年に交換したと書いてあるんですよ。これは、条件をつけてゴルフ場が土地を売っているようですね、□□さんの田をもらうことを条件に。それがほったらかされて、この頃、司法書士が宗像から来て地目を変更したいということです。要するに、土木事務所がよく指導していないようですね。

○議長：じゃあ、事務局のほうから追加説明をお願いします。

○事務局：内容につきましては砥綿委員が説明されてとおりでございます、繰り返しになりますが、場所は15ページに地図を示しております。ちょうど□□の出入口になります。

ちょうど、県道から入る箇所、少し小さくてあれですが、9.96平米と中心の部分に記してるところになります。もともと、平成10年から県が所有しておりまして、県道の一部として県が所有されておりました。それから、平成17年に申請人、□□さん、それから県が所有していたそれぞれの土地を交換したものでございます。現在は、□□さんが所有者となっております。

本来であれば、平成10年、県が所有したときに地目を変えておくべきところでしたが、地目がそのまま農地として残っていたということで、今回、非農地として申請が上がったものでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。御意見・御質問をお願いします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、この1番について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。1番の議案につきましては全員賛成とみなして原案のとおり可決することといたします。

じゃあ、2番について、地区担当委員であります□番委員の□□さん、よろしく申し上げます。

○委員：申請人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑767平米ですね。申請内容、該当地は平成10年より耕作放棄地となっているため、現況は山林となっているということです。

現地は、これの17ページを見ていただいてもよろしいでしょうか。ゼンリン地図ですね。左手に総合公園というのがあると思います。皆様御存じかと思いますが、□□公園なんですよ。その尾根の反対側です。現実には戦後すぐぐらいいまで、昔で言う□□という集落でございました。現在、二、三軒の家はありますが、離村地帯ですね。そこで耕作をなさっていたんですが、まず申請人の□□さんがもう80ということで、なかなか山のほうまで上がって行って耕作ができないということ。そして、先ほど言ったように離村地帯でもありますので、これは平成10年とはなっておりますけど、昭和の終わる頃ぐらいいまでは何とかされてたんですけども、平成になってからは川の沢筋の場所でありましたのでショウガ畑という形でされてはいたんですが、それももう苦しいというところで、近隣の農地は全てとっていいぐらい竹やぶに戻っております。

現状、もう一つ、地図の右側に流通団地というのがあると思うんですけども、これは先ほどの話題でもちょっと出ましたけど、それこそ向かいの尾根が□□さんの□□の開発造成地になっております。そういうのが直接原因かどうかは分かりませんが、豪雨とかの関係で沢筋に土砂が流れたりして荒れたりとか、いろいろしております。それで、実際として農地としては不適格、現状、ほかの隣接してる農地も竹やぶに戻ってるということで、今回の申請となっております。よろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございました。では、事務局から追加説明をお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：御質問・御意見ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ないようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成とみなして、よって本案は原案のとおり可決すること

といたします。

じゃあ、最後になります。農政議案になります。

次のページをお開けください。18ページの先ですね、19ページからになります。

農政議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の御説明をお願いします。

○農政担当：説明に移ります前に、まず20ページにつきまして修正がございますので、差し替えという形で事前にお配りしておりました分に差し替えをお願いしたいと思います。修正点につきましては、番号2、3の所有権移転を受ける者及びその住所と、所有権移転をする者及びその住所というところが入れ替わっていました。差し替えで対応をお願いいたします。それでは、説明をさせていただきます。

番号1番につきましては、最終的な担い手でございます□□氏へ、公益財団法人福岡県農業振興推進機構から農地を売買するというものでございます。

2番、3番につきましては、□□氏から公益財団法人福岡県農業振興推進機構のほうに所有権を移転し、これから最終的な担い手に斡旋を行っていくものでございます。内容につきましては、事前にお配りしておりましたので御割愛をさせていただきたいと思っております。

御審議をよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。御質問、御意見ありませんでしょうか。

(なし)

○議長：ないようですので、お諮りいたします。

本案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成とみなして、よって本件のとおり決定することといたします。

ただいま定例会の議事を全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第4回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございます。